

自転車安全利用五則を守りましょう！

～ 自転車もハンドルにぎればドライバー～

1 自転車は車道が原則 歩道は例外です

道路交通法上、自転車は軽車両です。歩道と車道の区別があるところでは車道通行が原則です。

罰則

3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

2 車道は左側を通行しましょう

車道の左端に寄って通行しなければなりません。

罰則

3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

3 歩道では歩行者優先で 車道寄りを徐行しましょう

歩道では、すぐに停車できる速度で通行しなければなりません。

罰則

2万円以下の罰金または料

4 安全ルールを守りましょう

二人乗りは禁止

一部例外を除き二人乗りは禁止です。

罰則 2万円以下の罰金または料

並進は禁止

並進可



「並進可」の標識がある場合以外では禁止です。

罰則 2万円以下の罰金または料

夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯および尾灯(または反射器材)をつけなければなりません。

罰則 5万円以下の罰金

飲酒運転禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
(酒酔い運転の場合)

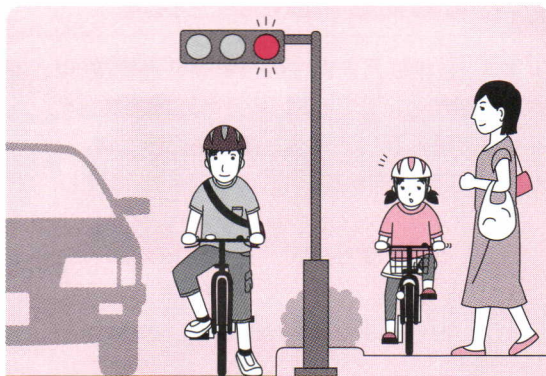
信号を守り、交差点では一時停止と安全確認

信号や標識を守り、狭い道から広い道に出るときは、一時停止して安全確認をしましょう。

罰則 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

5 子どもはヘルメットを着用しましょう

児童・幼児の保護責任者は、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



●自転車道があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

●「自転車の歩道通行可」の標識がある場合、運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合、車道または交通の状況から見てやむを得ない場合などは歩道を通ることができますが、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止するか自転車を押して歩かなければなりません。



自転車の歩道通行可

県内の自転車交通事故の発生状況

1 自転車交通事故の発生状況

平成22年9月末現在の自転車交通事故*は、前年同期に比較して発生件数および負傷者数が増加し、死亡事故(死者数)は減少(-4人)していますが、9月に同死亡事故が4件4人と異常多発し、今後も注意が必要です。

※自転車乗用者(同乗者も含む)が交通事故に関係し、自転車乗用者が死傷した事故

区 分	発生件数	死亡事故		負傷者数		
		件 数	死 者 数	重 傷	軽 傷	計
本 年	1,233	7	7	134	1,108	1,242
前 年	1,204	11	11	126	1,080	1,206
増 減 数	29	-4	-4	8	28	36

(平成22年9月末現在)

2 自転車死亡事故の発生特徴

《自転車乗用死者の約半数に違反》

《通勤通学時間帯の発生が多い》

《ヘルメットの着用がない》

《交差点での発生が多い》

《高齢者の事故が多い》

県内では県道路交通規則により以下の行為も禁止されています

自転車運転中の携帯電話使用等の禁止

視野を妨げ、安定を失うおそれのある方法で自転車を運転することは禁止されています。

- 傘さし ●携帯電話の通話または操作
- 荷物を持つまたはハンドルに掛ける

高音量で音楽等を聞きながらの運転行為の禁止

安全運転に必要な音、声が聞こえない状態での自動車、原付バイク、自転車を含む軽車両等の運転は禁止されています。

- 高音量でカーステレオ等を聞く
- ヘッドホン等を使用して音楽を聞く

**5万円
以下の
罰金!**

★自転車防犯登録をしましょう!

〈手数料〉1台500円 〈有効期間〉7年間

「自転車防犯登録取扱店」と表示されている自転車販売店で手続きができます。